

令和8年 第3回定例教育委員会 会議録

- 1 招集年月日 令和8年3月25日（水） 14時30分～
- 2 招集場所 佐々町役場 委員会室（庁舎3階）
- 3 出席委員 富野教育長、中村委員、荒木委員、金子委員、金澤委員
- 4 事務局出席者 井手教育次長、園田指導主事、林枝次長補佐、鮎川係長
- 5 会議録署名委員の指名 中村 尚広 委員（第1回）、金澤 淳子 委員（第2回）
- 6 前回の会議録の承認 令和8年 第1回定例教育委員会（令和8年1月28日開催）
令和8年 第2回定例教育委員会（令和8年2月25日開催）

- 7 教育長報告

- 8 専決報告 なし

- 9 案 件
議案第1号（継続） 佐々町立中学校の部活動改革及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針について
議案第8号 佐々町地域クラブ認定要綱について
議案第9号 佐々町学校給食に関する条例施行規則について
議案第10号 佐々町小中学校給食費無償化事業補助金交付要綱について
議案第11号 佐々町学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱について
議案第12号 佐々町学校給食物資の購入等に関する要綱について
議案第13号
佐々町小学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱（平成27年4月1日教委要綱第1号）の廃止について
議案第14号
佐々町中学校給食費無償化事業補助金交付要綱（令和6年3月29日教委要綱第5号）の廃止について
議案第15号
佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱（令和4年8月26日教委要綱第6号）の廃止について
議案第16号
第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐々町実行委員会設置要綱（令和5年9月27日教委要綱第7号）の廃止について
議案第17号 教育長、教育委員会の事務局職員及び教育委員会の所管に属する人事について
議案第18号 令和8年度 長崎県市町村教育委員会連絡協議会役員（監査）の選出について
議案第19号 「令和8年度入学式」の告辞について

10 報告事項

- (1) 佐々町体育文化振興事業補助金交付規則（平成20年3月10日教委規則第7号）の一部改正について
- (2) 令和8年3月議会（一般質問・補正予算）について
- (3) 教職員等の人事異動について
- (4) 令和8年度 佐々町転入教職員辞令交付式について
- (5) 標準学力テスト等の結果について
- (6) 「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金」の審査結果について
- (7) 通学路安全点検の結果について
- (8) 令和8年度 長崎県市町村教育委員会連絡協議会「理事会・総会」について
- (9) 「2026 ジョギングフェスティバル in さざ」の大会結果について
- (10) 令和8年度 教育委員会の主要行事について
- (11) 就学援助（準要保護／1月～3月）の認定状況について
- (12) 名義後援について
- (13) 行事関係報告について
- (14) 令和8年度 定例教育委員会の開催日程について
- (15) その他

11 意見交換 なし

12 その他 (1) 次回開催日時 令和8年4月30日（木） 14時30分～
 (2) 開催場所 佐々町役場 委員会室（庁舎3階）
 (3) その他

〈審議の経過（要約）〉

富野教育長	ただ今から、令和8年 第3回定例教育委員会を開催します。
富野教育長	<u>5 会議録署名委員の指名</u> 本日の会議録署名委員を指名します。荒木 みちる 委員をお願いします。
富野教育長	<u>6 前回の会議録の承認</u> 「令和8年 第1回定例教育委員会会議録」、「令和8年 第2回定例教育委員会会議録」については、別紙のとおり承認することよろしいでしょうか。 (委員からの質問・意見等なし)
富野教育長	特に質問・意見等はないようですので、承認することといたします。
富野教育長	<u>7 教育長報告</u> (1) 教育委員会の主な活動について (2) 町内校長会（令和8年3月2日開催）での指導事項について 【指導事項】 ○子ども議会について ・日常的なふるさと教育について ・保護者に対するアプローチについて ○グローバル教育の推進について ○「固定観念を読み解く」について
	<u>8 専決報告</u> なし
鮎川係長	<u>9 案件</u> 議案第1号（継続） 佐々町立中学校の部活動改革及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針について それでは、議案第1号（R7継続）について説明いたします。 部活動の地域展開について地域クラブ活動の在り方等に関する方針についてですが、1月定例教育委員会の際にご説明しましたとおり、1月20日に第4回在り方検討委員会を開催しまして、方針案を提示したうえで、3月17日の第5回の在り方検討委員会を開催して、委員の方からご意見やご提案をいただいたところです。結果としましては、現在の方針案の変更が必要になる意見はございませんでした。今後の流れにつきましては、定例教育委員会で承認をいただいた後、この方針に基づきまして、部活動の地域展開事業を令和8年度に進めていきたいと考えています。ただ実際の状況にそぐわない点や課題が見つければ、適宜修正を行いながら、検討委員会にお諮りして、方針の精度を高めていきたいと考えているところです。

富野教育長	事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。 (委員からの意見・質問なし)
富野教育長	それでは、議案第1号(継続)については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】
鮎川係長	<p>議案第8号 佐々町地域クラブ認定要綱について</p> <p>それでは、議案第8号について説明いたします。 佐々町地域クラブ認定要綱になります。</p> <p>この要綱の設置目的としましては、令和8年度から国の部活動地域展開推進事業補助金がございます、補助対象要件として、地域が認めたクラブ活動である必要があります。そのためどのような認定要件を必要とするかを定めた新規の要綱制定になります。要綱の内容ですが、第3条に認定要件の項目がございます、全16項目を定めています。また、第4条におきましては、申請手続きについて定めています。その他、クラブ活動の変更届に関する項目などを整理しまして、認定クラブでの活動運用等について、本要綱で定めているところです。</p>
富野教育長	以上、事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。
中村委員	この認定クラブ制度は、令和8年度からの開始という認識でよろしいですか。
富野教育長	認定クラブへの移行が整った部活動から進めていくことを想定していますが、令和8年度の中体連が終わった後の新チームから認定クラブに移行していただき、休日の指導をクラブ指導者をお願いしたいと考えています。7月までの間にいくらかの部活動が移行できたらよいと考えているところです。
金澤委員	7月や8月の見通しということですが、4月から7月までの間は従来どおりの部活動運営と考えてよろしいでしょうか。
富野教育長	来年度の3年生が一つの大きな大会を迎えるまでは、現在の体制のまま動かさない方がよいと考えていますが、認定クラブへの移行については、1学期からしっかりと準備段階の支援を行う必要があると思っています。
荒木委員	この認定クラブへの申請は、いつから行っていきますか。また、保護者への周知についてはどのような方法を考えていますか。
富野教育長	申請の日程については、4月当初からの申請が可能になるような方向を考えています。まずは中学校に対する説明、保護者に対する説明を行います。また、スポーツ協会やスポーツ少年団への説明を進めたいと、募集を行うことになると考えているところです。

金澤委員	<p>おそらく、実働として5月以降のスケジュールになると想定しています。</p> <p>中学校保護者への説明会については、どのような形での開催を予定していますか。</p>
富野教育長	<p>中学校保護者への説明については、PTA総会で説明を行ったり、個別の教育施策説明会に併せて行っていきたいと考えています。佐々町の教育方針について、保護者を対象にお知らせする機会を設けたいと考えていますので、そのような機会を捉えて説明させていただきたいと予定しているところです。</p>
富野教育長	<p>それでは、議案第8号については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】</p>
富野教育長	<p>議案第9号 佐々町学校給食に関する条例施行規則について 議案第10号 佐々町小中学校給食費無償化事業補助金交付要綱について 議案第11号 佐々町学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱について 議案第12号 佐々町学校給食物資の購入等に関する要綱について</p> <p>議案第9号から議案第12号につきましては、学校給食の公会計関係になりますので、一括して審議を行います。</p>
林枝次長補佐	<p>それでは、議案第9号について説明いたします。</p> <p>佐々町学校給食に関する条例施行規則について説明します。</p> <p>佐々町学校給食に関する条例につきましては、令和8年3月議会におきまして、議会の承認を経て議決をいただいています。</p> <p>この条例におきまして、第5条において学校給食費の無償化を明記しています。小学校にあっては、令和8年度から国の施策により全国一律の無償化事業が開始されます。また、中学校におきましては、令和6年度から既に給食費の無償化を実施していますので、条例として完全無償化を明記しているところです。</p> <p>本条例の施行規則について説明します。</p> <p>第3条におきまして、学校給食の申し込みについて記載しています。これまでの学校給食費につきましては、各学校の私会計で実施してきましたが、令和8年9月以降、本町が直接管理を行う公会計へ移行いたします。公会計への移行にあたりまして、保護者から町長宛てに学校給食の申込書を提出していただくこととなります。次に第4条に基準となる給食回数を整理しています。これまでの各学校の給食回数を踏まえまして、一年度あたり193回と基準を設定しました。ただしあくまで基準になりますので、各学校の行事等の実態に応じて、実施回数が増減することは想定しています。次に第5条におきまして、学校給食費の額を定めています。公会計に移行するにあたり、一食あたりの給食費を定める必要があります。児童生徒については、給食費の無償化が適用されますが、それ以外の教職員や学校訪問等で実食する方が該当します。また、国の制度設計の中で、生活保</p>

護を受給している世帯については、生活保護法の適用が優先されるため、生活保護世帯は、給食費無償化の対象外になりますので、世帯別に給食費を徴収する必要があります。

小学校児童については、一食あたり296円、中学校生徒については、一食あたり380円を設定しています。この額に給食の年間実施回数を掛け合わせた額が年間給食費ということになります。次に第10条ですが、学校給食費の減免を整理しています。生活保護世帯や教職員を視野にこの条文を挿入しています。例えば学校給食費の負担者が疾病災害により一時的な資力を失った場合などを想定しているところです。この規則につきましては、令和8年9月1日から施行を行います。ただ、公会計の開始前から学校給食の申込書提出など事前準備が必要になりますので、本日承認いただいた後に本規則を告示をさせていただいて、4月以降に事前準備を含めて公会計への移行に着手させていただきたいと考えています。

続きまして、議案第10号、佐々町小中学校給食費無償化事業補助金交付要綱について説明させていただきます。本要綱は、新規の補助金交付要綱になります。

先ほどご説明しましたとおり、学校給食費の公会計は、9月1日以降になります。4月から7月までは現行の学校管理の私会計になります。公会計開始後の2学期以降におきましては、町の歳出予算である賄材料費から食材費を支出することになりますが、1学期間においては、各学校から食材費の支払いが発生することになります。給食費の無償化は4月から既に開始されていますので、1学期間分を各学校へ補助金として食材費全額分を支出するという流れになります。交付要綱の内容については、従来の中学校給食費無償化事業補助金交付要綱を準用していますので、説明は省略させていただきますが、要綱の失効につきましては、補助金の実績報告や精算期間を含めまして、令和9年3月31日限りとさせていただきます。

続きまして、議案第11号、佐々町学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱、議案第12号、佐々町学校給食物資の購入等に関する要綱について説明させていただきます。

始めに佐々町学校給食物資納入業者の登録等に関する要綱ですが、本要綱は、学校給食の物資、いわゆる食材を納入いただく業者の登録に関する諸手続きを定めるものになります。第3条におきまして、納入業者の登録申請について記載し、第4条におきまして、登録決定に関する要件等を定めています。登録業者の要件として、第4条第1号で「町内に本社又は営業所があること。」を前提としています。長崎県学校給食会や町内業者からの食材の調達が困難な場合においては適用の除外を行っています。次に第5条におきまして、登録の有効期間を登録決定があった日の属する年度の翌年度一年間と設定しています。例えば、令和8年度の登録決定があれば、翌年度の令和9年度末までの登録期間とさせていただきます。

次に佐々町学校給食物資の購入等に関する要綱について説明いたします。

まず定義としまして、第2条におきまして、「価格競争物資」「生鮮食材物資」「見本選定物資」として各物資の購入に関する取り扱いを定めています。第3条では、給食献立の決定手続きにつきまして、これまでは各学校の裁量により給食

	<p>献立の決定を任せていたところですが、今後の給食献立の決定は、栄養教諭、各学校の給食室の調理員班長で構成する学校給食献立検討会を通して献立を決定するように整理をさせていただきました。次に第5条になります。価格競争物資の納入業者につきましては、見積書を徴取したうえで、最低価格の提示業者をもって決定いたします。第6条の生鮮食材につきましては、生鮮野菜や精肉など時価の品目購入になりますので、登録業者から見積書を徴取したうえで、各学校への納入業者を調整して決定することを予定しています。</p> <p>見本選定物資の購入につきましては、第7条に明記しています学校給食物資納入業者選定会議の実施を通して、醤油や味噌、デザートなどについて、価格だけではなく、味や品質を重要視して食材を決定していきます。会議の構成員につきましては、別表に記載しているとおり、校長代表、PTA代表、給食担当教職員代表、各学校の調理員の代表、栄養教諭、教育次長を想定しています。説明は以上になります。</p>
富野教育長	<p>以上、事務局から説明がありました。何かご質問はございませんか。</p>
中村委員	<p>令和8年度からの児童生徒からの学校給食費の徴収は無くなるという理解でよろしいですか。</p>
林枝次長補佐	<p>先ほどご説明しましたとおり、4月から学校給食費の完全無償化を実施しますので、児童生徒からの徴収は無くなります。学校給食費の徴収範囲は、基本的に教職員などの学校職員と生活保護世帯からということになります。生活保護世帯からの徴収については、県福祉事務所と事前協議を行っていきまして、他の自治体も同様ですが、福祉事務所から町への代理納付という形を取りまして、該当世帯が町への直接支払いを行わずに済む方法を実施したいと考えています。</p>
中村委員	<p>不登校の児童生徒からの徴収についてはどのようにになりますか。</p>
林枝次長補佐	<p>不登校児童生徒の給食費につきましても、学校給食費の無償化対象になりますので、保護者負担は無いということになります。特に2学期以降の公会計に移行した後は、食材費を町から納入事業者に支払うことになりますので、一般の児童生徒、不登校の児童生徒という概念はなくなるということになります。</p>
林枝次長補佐	<p>また、追加の説明になりますが、町立外の小中学校に在籍する児童生徒の世帯におきましても、令和7年度から開始しました助成制度を引き続き実施しまして、給食費相当額を助成することにしていきます。今年度は小学6年生から中学生までを助成対象にしていましたが、令和8年度からは、小学1年生から中学生までに拡大して年間の給食費相当額を助成するように予定しています。また、食物アレルギーで全く給食の提供を受けることができない児童生徒がいた場合にも、同様の助成を行う予定としていますが、現段階においては、該当児童生徒はいない状況になっています。</p>

富野教育長	<p>それでは、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】</p> <p>議案第13号 佐々町小学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱（平成27年4月1日教委要綱第1号）の廃止について</p> <p>議案第14号 佐々町中学校給食費無償化事業補助金交付要綱（令和6年3月29日教委要綱第5号）の廃止について</p> <p>議案第15号 佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱（令和4年8月26日教委要綱第6号）の廃止について</p>
富野教育長	<p>議案第13号から議案第15号につきましては、学校給食費補助金の要綱廃止になりますので、一括して審議を行います。</p>
林枝次長補佐	<p>「議案第13号、佐々町小学校給食費負担軽減事業補助金交付要綱の廃止」「議案第14号、佐々町中学校給食費無償化事業補助金交付要綱の廃止」「議案第15号、佐々町小中学校給食物価高騰対策事業費補助金交付要綱の廃止」について、一括して説明させていただきます。</p> <p>議案第10号でご説明したとおり、令和8年度の1学期につきましては、小中学校給食費無償化事業補助金を制定しましたので、既存の小学校、中学校別の補助金交付要綱は使用しないということで廃止させていただきます。次に、給食物価高騰対策事業費補助金につきましては、条例施行規則に定めた一食あたりの単価に物価高騰分の上昇価格が含まれておりますので、別に補助金を交付する理由が無くなるため本要綱を廃止するものです。説明は以上になります。</p>
富野教育長	<p>事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。 （委員からの意見・質問なし）</p>
富野教育長	<p>それでは、議案第13号、議案第14号、議案第15号については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】</p>

<p>鮎川係長</p>	<p>議案第16号 第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐々町実行委員会設置要綱（令和5年9月27日教委要綱第7号）の廃止について</p> <p>議案第16号、第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭佐々町実行委員会設置要綱の廃止について説明いたします。</p> <p>令和7年度に国民文化祭が長崎県内各地で開催されまして、本町におきましても教育委員会が所管する事業が3事業、住民福祉課が所管する事業が3事業の合計6事業を開催いたしました。これらの国民文化祭事業が完了しましたので、佐々町実行委員会設置要綱を廃止するものになります。</p> <p>なお、3月26日に最後の実行委員会を開催し、事業報告及び決算報告を行った後に実行委員会を解散する予定としています。</p>
<p>富野教育長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。 （委員からの意見・質問なし）</p>
<p>富野教育長</p>	<p>それでは、議案第16号については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】</p>
<p>林枝次長補佐</p>	<p>議案第17号 教育長、教育委員会の事務局職員及び教育委員会の所管に属する人事について</p> <p>議案第17号、教育長、教育委員会の事務局職員及び教育委員会の所管に属する人事について説明いたします。</p> <p>（以下、「議案第17号資料」により人事異動等の説明）</p>
<p>富野教育長</p>	<p>事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。 （委員からの意見・質問なし）</p>
<p>富野教育長</p>	<p>それでは、議案第17号については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】</p>
<p>林枝次長補佐</p>	<p>議案第18号 令和8年度 長崎県市町村教育委員会連絡協議会役員（監査）の選出について</p> <p>議案第18号、令和8年度 長崎県市町村教育委員会連絡協議会役員（監査）の選出について説明いたします。</p> <p>本件につきましては、長崎県市町村教育委員会連絡協議会事務局及び荒木みちる委員と事前に調整をさせていただきまして、荒木委員を監査ということで選出をさせていただいています。事後報告になり申し訳ございませんが、ご承認をお願いいたします。</p>

富野教育長	事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。 (委員からの意見・質問なし)
富野教育長	それでは、議案第18号については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】
富野教育長	<p>議案第19号 「令和8年度入学式」の告辞について</p> <p>議案第19号、令和8年度 小中学校入学式の教育委員会告辞について審議を行います。</p> <p>(以下、「議案第19号資料」により告辞文について説明)</p>
富野教育長	事務局から説明がありましたが、何かご質問はございませんか。 (委員からの意見・質問なし)
富野教育長	それでは、議案第19号については、事務局提案のとおり承認とさせていただきます。【承認】
鮎川係長	<p>10 報告事項</p> <p>(1) 佐々町体育文化振興事業補助金交付規則の一部改正について 佐々町体育文化振興事業補助金交付規則の一部改正について説明いたします。 本補助金の選手派遣事業につきましては、これまで県大会以上の大会に出場する場合を補助対象としていましたが、九州大会以上の大会に出場する場合に補助対象とするよう交付規則の一部改正を行います。 改正の理由としまして、この補助事業は、体育文化振興基金を原資に運用を行っておりますが、毎年度300万円から400万円程度を取り崩して運用を行っております。基金残高が少なくなってきていますので、補助制度の存続を行うため、補助の対象要件を引き上げるよう見直しを行いました。</p>
林枝次長補佐	本規則につきましては、町が定める体育文化振興基金条例に基づく規則になっています。そのため、教育委員会規則ではなく、町長が所管する佐々町規則になりますので、町長決裁による規則改正になります。従って議案ではなく報告ということになりますので、ご了承ください。
井手教育次長	<p>(2) 令和8年 3月議会 (一般質問・補正予算) について → 「報告(2)資料」に基づき、教育委員会関連の一般質問と答弁内容について概要説明。</p>

富野教育長	<p>(3) 教職員等の人事異動について → 「報告(3)資料」に基づき、令和8年度教職員人事異動について概要説明。</p>
園田指導主事	<p>(4) 令和8年度 佐々町転入教職員辞令交付式について → 「報告(4)資料」に基づき、教職員辞令交付式について概要説明。</p>
園田指導主事	<p>(5) 標準学力テスト等の結果について → 「報告(5)資料」に基づき、標準学力テスト等の結果について概要説明。及び令和8年度の標準学力テストを実施しない旨を説明。</p>
林枝次長補佐	<p>(6) 「佐々町羽ばたけ若者人材育成奨学金」の審査結果について → 「報告(6)資料」に基づき、羽ばたけ若者人材育成奨学金の申請状況及び審査結果について概要説明。</p>
井手教育次長	<p>(7) 通学路安全点検の結果について → 「報告(7)資料」に基づき、通学路安全点検の結果について概要説明。</p>
林枝次長補佐	<p>(8) 令和8年度 長崎県市町村教育委員会連絡協議会「理事会・総会」について → 「報告(8)資料」に基づき、令和8年度の同連絡協議会の総会及び理事会、教育委員研究大会の日程等について報告。</p>
鮎川係長	<p>(9) 「2026ジョギングフェスティバルinさざ」の大会結果について → 「報告(9)資料」に基づき、同大会の結果及び開催状況等について概要説明。</p>
鮎川係長	<p>(10) 令和8年度 教育委員会の主要行事について → 「報告(10)資料」に基づき、令和8年度主要行事について概要説明。</p>
林枝次長補佐	<p>(11) 就学援助(準要保護/1月~3月)の認定状況について → 「報告(11)資料」に基づき、1月から3月までの認定状況及び令和7年度間の認定結果等について概要説明。</p>
林枝次長補佐	<p>(12) 名義後援について →今回、名義後援の申請なし</p>
林枝次長補佐	<p>(13) 行事関係報告について → 「報告(13)資料」に基づき説明。</p>
林枝次長補佐	<p>(14) 令和8年度 定例教育委員会の開催日程について → 「報告(14)資料」に基づき、定例教育委員会の開催日程について確認</p>

(15) その他 なし

11 意見交換 なし

(16時30分 閉会)

上記のとおり会議の次第を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月25日

教育長 畠野 毅

委員 荒木 みちる